

中国税務及び 投資情報

非居住者企業間の間接持分譲渡によるキャピタルゲインに対し、中国は課税の意向

概要

2009年12月10日、中国国家税務総局は持分譲渡所得(即ち、キャピタルゲイン)に対し、国税函[2009]698号通達(以下「698号通達」という。)を公布しました。当該通達の公布は、非居住者企業の持分譲渡所得(直接譲渡と間接譲渡を含む)に係る企業所得税の管理強化を主旨としています。698号通達が非居住投資者に与える影響についての詳細は、私どもが2010年3月1日に発行した「国際税務及び企業取引税務情報」第ITSTT2010001期を参照して下さい。698号通達は、非居住者企業の間接持分譲渡により生じたキャピタルゲインに対し、「形式よりも実体を重視する」原則を適用することを明らかにしました。また、非居住者企業により設立された合理的な商業目的が欠落し、企業所得税の納税義務を意図的に回避する中間持株会社に対し、国家税務総局は租税回避防止の原則に基づいて、その存在を否認する権利があることを重ねて述べられています。698号通達は遡及的に2008年1月1日より施行されます。

698号通達は一般的なガイドラインのみ制定したため、具体的な実施細則については、更なる明確な指針を待たねばなりません。そのため、執行情況を注視し、国家税務総局の実例を見ることで、国家税務総局の持分に対する取り扱いを把握することになります。2010年6月、国家税務総局は主管する《中国税務報》に間接持分譲渡に対する企業所得税を徴収する江蘇省の税務案件を掲載しました。これは698号通達が公布された以降、初めて公開した国家税務総局の間接持分譲渡に関する税務案件でした。

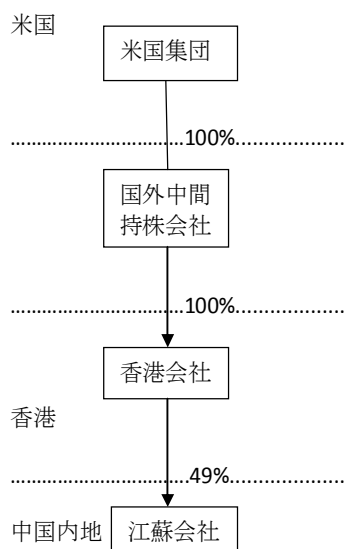
今回の《中国税務及び投資情報》では、当該案件の概要に基づいて、現在国家税務総局の間接持分譲渡に係る税務上の取り扱いを分析して、非居住投資者に対する留意事項を提起します。

非居住者企業による中国子会社の間接持分譲渡に対する源泉所得税の徴収案件

2010年6月9日《中国税務報》に、江蘇省税務機関は、ある非居住者企業が間接保有する中国江蘇省揚州にある会社の49%持分譲渡に対し、1.73億人民元の源泉所得税を徴収したことを報道しました。これは国家税務総局が納税義務を回避するために設立し、商業上の目的と実体の乏しい中間持株会社の存在を否認する旨の698号通達を公布して以来、初めて報道した案件です。

案件の概要

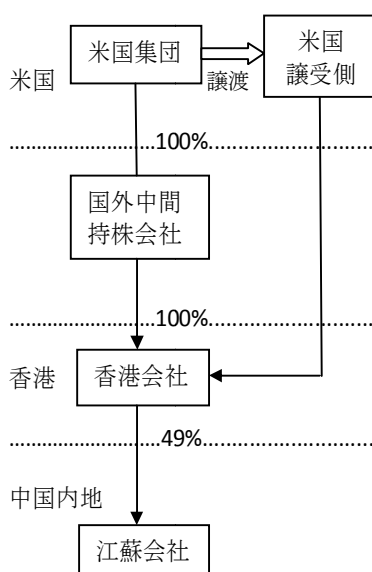
中国国外にある米国投資集団により設立された会社（以下「国外中間持株会社」という）は、香港の100%子会社（以下「香港会社」という）を通して、江蘇省揚州にある中国会社（以下「江蘇会社」という）の49%持分を保有します。信頼できる情報源に基づくと、上記の持分構成は次の通りです。



上記集団構成における香港会社と国外中間持株会社は、いずれも経営実体がない、即ち、経営場所、従業員がなく、江蘇会社への投資以外に他の資産は保有していません。

持分譲渡

2010年初、米国投資集団は、国外中間持株会社を通じて、他の米国上場会社（以下「米国譲受側」という）へ、その100%持分を保有する香港会社を譲渡することにより、保有する中国会社の持分を譲渡しました。当該取引により、2.54億ドル（約17.3億人民元）の持分譲渡所得を取得しました。当該取引は以下の通りです。



中国税務機関はどのように当該持分譲渡取引を知りえたか

私どもが関係税務機関と口頭で確認したところ、税務担当者は日常の税収管理を行う際に当該持分譲渡について情報を入手したと理解されます。江蘇会社の経営陣との追加的な確認により、税務機関は米国投資集団が国外で持分の間譲渡を計画していることを把握しました。税務機関は直ちに譲渡の進捗状況を追跡し、国外持分譲渡側の情報を入手しました。一方、米国譲受側は、買収したのが香港会社にも係わらず（当該香港会社について言及せず）、江蘇会社の持分49%を購入したと公表しました。

当該案件に係る税務機関の見解

香港会社は江蘇会社の投資以外に、経営場所、従業員がなく、資産、負債もない事実に基づいて、中国税務機関は中間持株会社の存在を否認しました。税務局は投資者が中国会社の持分を直接譲渡したとみなして、その全部の譲渡所得は中国に起因する所得であり、規定に基づいて、中国で源泉所得税を納付するとしてきました。譲渡価額の一部を売却された香港会社に配賦しないことは、明らかに香港会社が中国会社の投資以外に、その他の業務を有さず、且つ米国購入側の発表には、香港会社の購入について言及しなかった点を考慮しました。

持分譲渡の計算方法

本案件において、国外中間持株会社は間接持分譲渡所得について10%の源泉所得税を納付すると査定されました。関係税務機関への確認によると、持分譲渡所得は持分譲渡価額から持分原価価額を控除した後の差額に基づいて計算されました。

注意すべきなのが、譲渡されたのが中国会社ではなく、中間の香港会社であっても、中国の税務機関は米国譲受側の買収目的は中国会社だと推定したことです。中国の税務機関は明らかに、米国譲受側の発表を、香港会社は購入側にとって存在価値がないことの有力な証拠としました。従って、税務機関は譲渡価額の一部を香港会社の譲渡による所得として配賦することを考慮せず、直接譲渡価額の全部を中国に起因する所得とみなしました。

中国被投資会社の未処分利益に対する取り扱いについては、2008年以前の企業所得税の通達により、被投資側の未処分利益は持分譲渡所得の計算時、持分譲渡価額から控除できると規定しました。然しながら、698号通達は、被投資会社の未処分利益は持分譲渡価額から控除できないと強調しました。江蘇案件を担当する税務機関は、2008年以前の未処分利益に属する部分があるか否を考慮せず、厳格に698号通達の規定通りに実行しました。これにより二重課税、即ち、未処分利益が持分譲渡時に間接的に課税され、それを配当金として新しい株主に配分する時にまた課税される恐れがあります。

もう一つの要点は、持分原価価額の確定方法です。私どもの税務機関との確認によると、持分原価は香港会社の簿価ではなく、中国会社の簿価に基づいたものと理解しています。即ち、中国会社の登録資本金のみ考慮し、香港会社において発生したその他の原価が、本案件において考慮されませんでした。一部の投資原価は国外で発生する可能性があるため、この取り扱いによって、高いキャピタルゲインをもたらします。

私どもの観察

698号通達における広範なガイドラインの公布以降、外国投資者が最も関心を持つのは中国の税務機関が間接持分譲渡取引に際しての国外持分譲渡側の報告要求、特に国外で発生した持分譲渡取引に対してどのように管理するかです。

江蘇案件により、以下のことが証明されました。つまり、中国の税務機関が間接持分譲渡に関する具体的な情報を入手するのは、実際私どもが想像するほど困難ではありません。例えば、本案件において、税務機関は中国の被投資企業の日常業務から情報を入手しました。或いは取引金額が大きい場合には、取引各者が対外的に公告しなければなりません(特に上場会社の場合、重大な取引を開示する規則に基づかなければなりません)。更に、税務機関が必要とする場合、租税条約/協議の情報交換条項、及び他国と締結した租税情報交換の協議を運用して、情報を入手させられます。現在、上述した情報交換は、政府間の正式な協定書に従って行わなければならないので、課税に十分確信を持たなければ、情報交換は他国の関連情報を入手する容易な方法ではありません。



最近の江蘇案件は以前報道した重慶案件とはほぼ相違がなく、いずれも類似の間接持分譲渡所得に対する中国源泉所得税の徴収と思うかもしれませんが（重慶案件に関する具体的な情報は、私どもが2010年3月1日に公布した《国際税務及び企業取引税務情報》第ITSTT2010001期を参照下さい）。

重要な相違点は、重慶案件は国家税務総局の間接持分譲渡に関する698号通達が公布される前に、結論付けられました。一方、江蘇案件は698号通達に基づいて判断されたもので、形式よりも実体を重視する原則を非居住者企業の間接持分譲渡によるキャピタルゲインに適用するという国家税務総局の見解を率直に表しています。江蘇案件は国家税務総局が租税回避防止の原則に基づいて、租税回避を目的として、商業実体と経営活動が欠落している中間持株会社の存在を否認する意向を表明しました。《中国税務報》の報道によると、江蘇案件において税務機関は香港会社が経営場所、従業員、経営活動がなく、中国会社に対する投資以外にその他の資産を保有しないことにより、このような仕組みは中国での納税義務を回避するためという結論に辿り着いたことを特別強調しました。ここにきて、国家税務総局が財税[2009]601号通達における中間持分会社の規定に基づいて、その経営実体を審査することはほぼ考えられません。601号通達に関する解説は、私どもが2009年11月9日に公布した《中国税務及び投資法規速報》第2009031期、及び2009年11月18日に公布した《国際税務及び企業取引税務情報》第ITSTT2009002期を参照下さい。

中国税務機関が如何に持分譲渡所得に対して徴税するかにも注目すべきです。江蘇案件により、私どもは以下のような特徴を把握しました。

- ▶ 698号通達の規定により、国内、国外の複数の持株会社の持分を同時に譲渡する場合、譲渡価額をそれぞれ区分できますが、税務機関は国外の持株会社が購入側にとって、価値がないと認識した場合、一部の譲渡価額を当該国外持株会社の譲渡に配賦することを許さず、譲渡価額の全額に対して、中国で課税します。
- ▶ 698号通達に基づき、すべての未処分利益は、年度に関係なく、持分譲渡所得の計算時、控除できません。
- ▶ 譲渡される中国企業の持分原価額を確定する時、国外中間持株会社において生じた原価は持分原価として認定されない可能性があります。

先日国家税務総局との会議によると、もし税務局が既に間接譲渡行為に対して徴税した場合、国外の持分購入側が将来当該中国会社の持分を直接或いは間接譲渡する時、当初中国会社を購入する価額を直接支払っていなくても、その全額を原価として控除できます。これは全体の譲渡価額は中国で課税されたので、同一取引に対する二重課税を防ぐために、この原価は購入側が中国企業の持分の購入原価と見なすべきです。このような取り扱いは合理的です。私どもはこの件について、江蘇案件を担当する地方税務機関に確認したところ、将来の原価について、まだ検討していないことが判明しました。この件に関する明確な指示がない中、購入側の中国企業持分の購入原価として見なされるか否かについては、政府機関或いは税務実務上、今は未だ明らかにされていません。

私どものアドバイス

国家税務総局が公布した2010年税務特定調査の計画によると、非居住者企業は強制調査の対象に該当します。また、2010年の租税回避防止の業務指導において、各地の税務機関が持分譲渡に関する税務問題に注目しなければならないことを国家税務総局は重ねて述べました。2010年の税務特定調査に関する具体的な状況は、私どもが2010年5月25日に公布した《中国税務及び投資法規情報》第2010017期を参照して下さい。

現在、中国税務機関は既に真剣に取り組みを始めました。国外投資者はただ状況を見守るのは賢明ではないようです。経営場所、従業員、その他の資産を保有しない中間持株会社の設立を通じて、中国側の税負担を軽減することは不可能となります。上述した持分構成を保有する国外投資者は、既存の税務面での優位性が有効かを評価したうえで、すぐに対応策を取らなければなりません。まだ有効であれば、修正を施すことをお勧めします。中国税務機関は698号通達を乱用して、すべての中間持株会社の存在を否認し、非居住者企業による持分譲渡所得に対して、すべて源泉所得税を徴収することはしないと私どもは理解しています。698号通達は中間持株会社構成の実体に対する検証の一般的な原則しか規定していないため、国外持株構成の商業実体の関連性と充分性に特に注目することで潜在的なリスクを防ぐことができます。外国投資者は中間持株会社がどのように「実体」を保持して、ある程度当該実体がある存在する商業目的を証明できることを考慮しなければなりません。もし「実体」を作り上げることが現実的でなければ、中国会社の持分譲渡側は持分譲渡価額を確定するとき、関連の税務コストも考慮しなければなりません。

ポジティブな点を述べると、江蘇案件は、私どもに取引にかかる税務上の取り扱いを改善する手がかりを提供しました。

- ▶ 取引が未処分利益の譲渡に関わる場合、譲渡側は取引前に2008年以前の累計未処分利益を配分することにより、関連の免税優遇を享受することを検討しなければなりません。同額が譲渡価額から控除することにより、税務優遇は無駄になりません。
- ▶ 間接持分譲渡に係る源泉所得税が生じる可能性は大きく、且つ税務機関は譲渡側に源泉済みの譲渡価額を将来の持分譲渡の原価とすることを許可する場合、譲渡側はこれを譲渡価額に計上することを考慮しなければなりません。その目的は全部或いは一部の税務コストを譲渡側に転嫁するためです。

- ▶ 持分譲渡時、国外持株会社が持分譲渡側にとって、その他の役割を担わないが、譲渡側のニーズにより価値をもたらす可能性があります。例えば、譲渡側が国外中間持株会社を利用して海外取引、或いは仕入を行うケースです。従って、中間持株会社が購入側にとって、一切の価値がないとは限りません。将来の経営スキーム、及び如何に中間持株会社を活用するかについて譲渡側と検討を重ねることは、中間持株会社と中国会社の譲渡価額を合理的に配賦することに役立ちます。譲渡価額の配賦は、特に契約を証拠とするとき、一部の譲渡価額を中国からの所得として主張する際に有利になります。

従って、税務顧問の助言を求め、或いは必要に応じて、主管税務機関と予備会談を行うことをお勧めします。



連絡先

▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕 (公司税服务)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

司徒秉俊 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2138
bill.seto@cn.ey.com

章卿 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2871
bill.zhang@cn.ey.com

Brian-Joseph Foley (TARAS)
+86 21 2228 2069
brian-joseph.foley@cn.ey.com

邓师乔 (公司税服务)
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

Chris Finnerty (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 3005
chris-j.finnerty@cn.ey.com

史川 (公司税服务)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

Curt Kinsky (转让定价服务)
+86 21 2228 3188
curt.kinsky@cn.ey.com

周康城 (公司税服务)
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

卜新华 (人力资本服务)
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

高根强 (公司税服务)
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com

田雯琦 (转让定价服务)
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com

Kenji Kasahara (转让定价服务)
+86 21 2228 2624
kenji.kasahara@cn.ey.com

费敏 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2582
min.feizhang@cn.ey.com

俞志扬 (人力资本服务)
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

夏俊 (公司税服务)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com

Robert Smith (间接税服务)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

陈嘉华 (公司税服务)
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com

Titus von dem Bongart (German Desk)
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com

谭绮 (公司税服务)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com

唐荣基 (公司税服务)
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com

▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

陈明宇 (公司税服务)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

黎颂喜 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2830
becky.lai@hk.ey.com

郭达文 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3377
david.kuo@cn.ey.com

陈翰麟 (公司税服务)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

廖广杰 (人力资本服务)
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

苏学敏 (转让定价服务)
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

李展伟 (公司税服务)
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

吴红 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

赵伟见 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3622
leo.chiu@cn.ey.com

王晨 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3809
lucy-c.wang@cn.ey.com

魏伟邦 (公司税服务)
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

项思思 (公司税服务)
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

张伟伦 (人力资本服务)
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

▶ 华南区

袁泰良 (公司税服务)
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

郭康妮 (国际税务咨询服务)
+852 2846 9733
connie.kwok@hk.ey.com

陈子恒 (企业交易税务服务)
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

赵大卫 (公司税服务)
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

陈耀东 (公司税服务)
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com

陈双荣 (公司税服务)
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

许津瑜 (企业交易税务服务)
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

钟道立 (企业交易税务服务)
+852 2629 3991
ken.chung@hk.ey.com

孙梁励常 (公司税服务)
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

麦浩声 (公司税服务)
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com

张柏宁 (转让定价服务)
+852 2846 9905
patrick.cheung@hk.ey.com

温志光 (人力资本服务)
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

Philip Anderson (转让定价服务)
+852 2629 3638
philip.anderson@hk.ey.com

陈建荣 (公司税服务)
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com

彭绍龙 (人力资本服务)
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

王思敏 (公司税服务)
+852 2629 3233, +86 20 2881 2822
simon-sm.wang@cn.ey.com

曾慧明 (企业交易税务服务)
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2010 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no. 03000541

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企业咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china